

浅川町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成26年12月 1日策定

令和 5年 4月 1日改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定）に即して、町内に整備される公共建築物等における木材利用のための基本的事項、町産材等の利用のため推進すべき取組み、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定めるものである。

第2 公共建築物等における木材利用推進のための基本的事項

(1) 町は、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

また、町は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、町産材の利用を働きかけるよう努める。

(2) 町が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある場合を除き、間伐材等木材の利用に積極的に取り組むものとする。

(3) 町が公共建築物等に導入する机等の備品・家具等は、可能な限り木材製品とする。

(4) 前3行において使用する木材は、可能な限り町産材とする。町産材の供給が困難な場合にあつては、可能な限り県産材とする。

第3 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内の広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設、公営住宅のほか町が整備する建築物とするが、建設コストや維持管理及び解体・廃棄等のコスト、耐火性、安全性、緊急性についても考慮して木造化が適当ではないと認められる場合を除き、積極的に木造化を推進する。

なお、木質化を図る場合も同様に取扱うものとする。

第4 その他町内の建築物における木材の利用推進に関し必要な事項

町は、国または地方公共団体以外の者が整備する建築物であつて当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉向上に資するなど公共性が高いと認められる施設について第3に準じて木造化、木質化を推進する。

第5 町産材の利用拡大の促進

町は、森林整備業者、木材製造業者、建築物を整備する事業者、その他関係者との意見交換を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な施策の検討に努めるものとする。

第6 木質バイオマス利用の促進

町が整備する公共建築物における暖房設備の設置に際しては、可能な範囲で木質ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入について考慮する。

また、民間事業者等が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に情報提供を行い、木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

第7 木材利用の拡大に向けた情報の発信

木の文化を発信するイベントの開催等を通じ、町民に対して木と触れ合い木の良さを知ってもらい機会を提供し、木材利用への関心、森林・林業への町民の理解を深め、木材利用の促進に努めるものとする。

第8 建築物木材利用促進協定の推進

町は、県が行う建築物木材利用促進協定の推進に努め、町が行う場合には県の取扱いに準じるものとする。